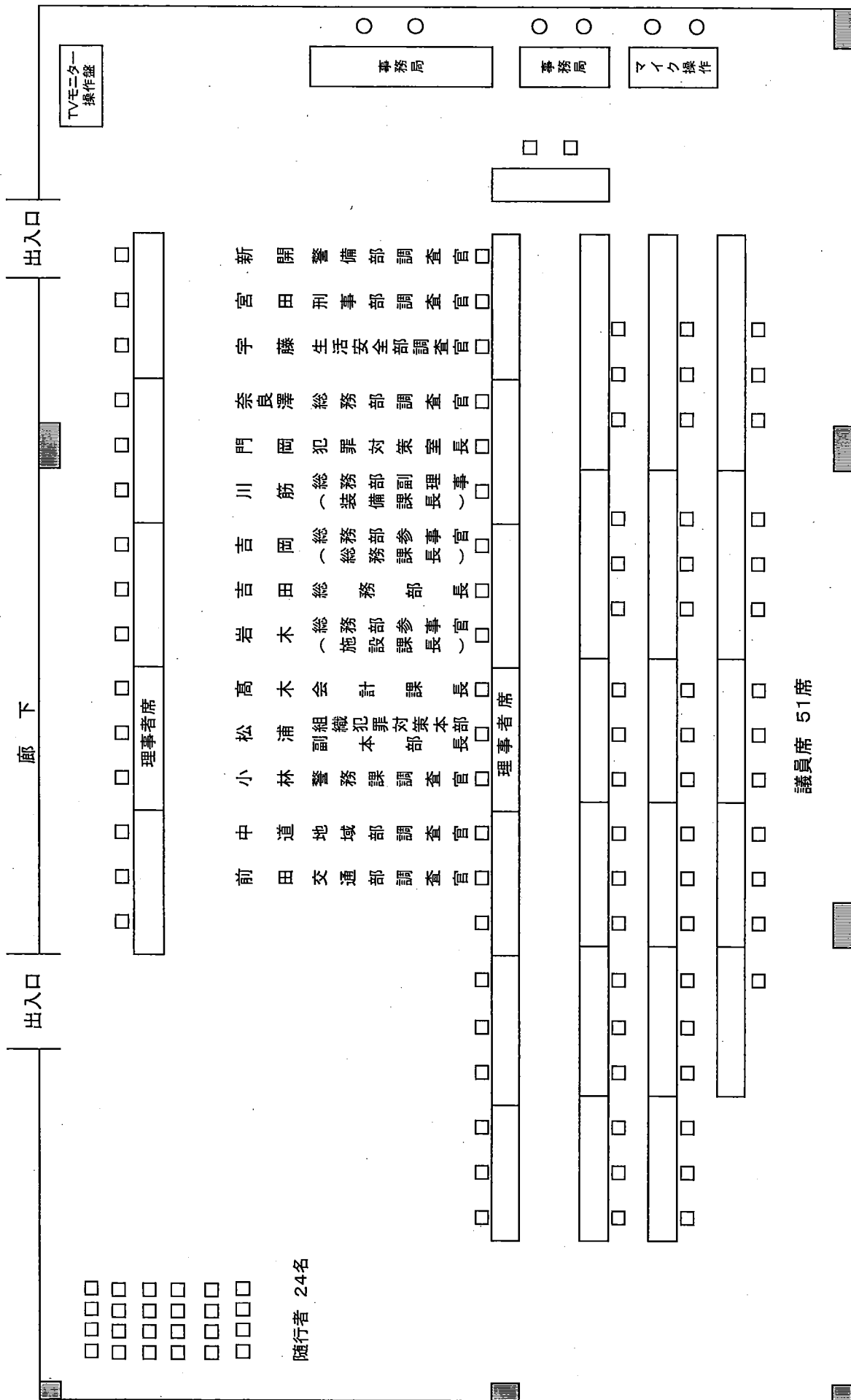


公安委員会

大阪維新 政調会 配席表 平成26年9月9日(火) 第1委員会室



大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例の一部を改正する条例の件
について

1 改正の趣旨

今般、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の一部が改正され（平成26年6月25日に公布）、法律の題名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められたことから、改正前の法律の題名を引用している本条例の改正を行うもの（条例第5条）。

なお、当該改正とともに、他の条例との表現を統一するための所要の改正も行うもの（条例第19条）。

2 改正点（別表のとおり。）

- (1) 条例第5条第2号ニを「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第5条又は第6条の罪」に改正する。
- (2) 条例第19条を「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。」に改正する。

3 施行予定日

公布の日

以 上

別表

大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例の改正内容

改正後	改正前
<p>(欠格事由) 第五条 (略) 一 (略) 二 (略) イ一ハ (略) ニ <u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律</u> (平成十一年法律第五十二号) 第五条又は第六条の罪 ホ・ヘ (略) 三一七 (略)</p> <p>(公安委員会規則への委任) 第十九条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。</u></p>	<p>(欠格事由) 第五条 (略) 一 (略) 二 (略) イ一ハ (略) ニ <u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律</u> (平成十一年法律第五十二号) 第五条又は第六条の罪 ホ・ヘ (略) 三一七 (略)</p> <p>(公安委員会規則への委任) 第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。</p>